

事 務 所 の 写 真

【注意事項】

- 1 添付する写真はカラーとする。なお、ポラロイド写真や画像が不鮮明なカラーコピーは、審査、保管及び閲覧等に支障を来すため、ちょう付することができない。
- 2 必要とする場所は次のとおり。1枚に入らない場合は、全景と当該部分の拡大したものをちょう付する。
 - (1) 事務所の外観（建物全景・建物入口・事務所入口）（事務所の名称が確認できるもの）
*事務所がビルの内部に所在する場合は、①建物入口②エレベーターホール内の事務所の案内板（テナント表示）又は集合ポスト等（事務所の名称が確認できるもの）
 - (2) 事務所の内部（執務スペース・接客スペース）
 - (3) 業者票・報酬額表を掲示している場所及び業者票・報酬額表の内容が判別できるもの（新規申請時のみ添付不要）
- 3 台紙が不足した場合には別の用紙にちょう付する。